

「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」

目 次

はじめに	(1)
本方針策定の趣旨等	(1)
1 適切な運営のための体制整備	(2)
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 運動部活動における安全管理の徹底	(3)
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	(4)
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の活用	
4 適切な休養日等の設定	(5)
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	(6)
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	(6)
終わりに	(7)

はじめに

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制のままでは維持することが難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、本県の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 県教育委員会ではこれまで、平成13年1月に「魅力ある運動部活動～完全学校5日制を踏まえて～」を策定し、平成24年3月には、「魅力ある運動部活動」の成果と課題を踏まえた「運動部活動指導者ハンドブック～逞しく生きる力の育成を目指して～」を作成し、適切な運動部活動の運営に向けた取組を推進してきた。
- このたび、平成30年3月にスポーツ庁が作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を受けて、「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下「中学校」という。）と公立高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校」という。）の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 運動部活動の実施に際しては生徒の安全を十分に確保すること。

- 高等学校は、中学校に比べて多様な教育が行われていること、また、高校生は自ら選択した高等学校に、入学者選抜を経て進学し、中学生より心身が発達していることを踏まえ、地域・学校、競技種目等に応じた多様な形で運動部活動を適切に実施する。
- 市町教育委員会及び学校は、国のガイドラインに則り本方針を参考にしながら、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 県教育委員会は、本方針に基づく中学校及び高等学校の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 市町教育委員会は、国のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、市町立中学校においては市町教育委員会の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、県立学校においては本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校評議員や学校運営協議会委員等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県教育委員会は、必要に応じて市町教育委員会の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員¹の任用・配置について積極的に検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を迅速かつ適切に行うこと、生徒の人格を

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 運動部活動における安全管理の徹底

ア 県教育委員会は、学校教育活動全般にわたり、安全管理の徹底について、幅広く対策を講じ、中でも、運動部活動については、安全な活動が確保されるよう、運動部顧問及び外部指導者の資質向上を図っている。このことを踏まえ、市町教育委員会や校長は、運動部活動について、生徒の安全を第一に、運動部顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット²」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。

イ 運動部顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保できるように指導する。

2 「1 件の重大な事故・災害の背後には、29 件の軽微な事故・災害があり、その背景には 300 件の事故につながりかねない、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事象がある」という労働災害に対する経験則の一つで「1:29:300 の法則」ともいわれている。アメリカの損害保険会社に勤務していたハーバート・ウィリアム・ハインリッヒが、1929 年に出版した論文の中で発表したことから「ハインリッヒの法則」と呼ばれている。

ウ 運動部活動中、運動部顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の教員と連携、協力したり、あらかじめ運動部顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。このためにも、運動部顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解できるような指導を心掛ける。

エ 校長及び運動部顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時においては、「熱中症予防情報サイト」（環境省のホームページ）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動の実施を判断する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

ア 運動部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導手引を活用し指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究³も踏まえ、以下を基準とする。

① 休養日の設定

ア) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ) 大会(中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高等学校野球連盟等主催)前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。

② 活動時間

ア) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ) 朝練習を行う場合には、運動部顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。

ウ) 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

イ 市町教育委員会は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、国のガイドラインを踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインを踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

- エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 学校の設置者は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 学校の設置者は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合もあるが、大会等へ参加することは、日常活動の成果や課題を確認できるなど意義があることから、学校の設置者は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者等に要請する。

イ 週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

- 各学校においては、安全で効果的な運動部活動の運営に心掛け、指導者の資質向上を図るとともに、運動部活動をとおして、生徒が心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現が図られるようにする。

本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものであり、本方針をもとに、県教育委員会や市町教育委員会、学校や保護者、生徒、関係機関等が連携をしながら、運動部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応する必要がある。

- なお、国のガイドラインにおいて、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備について、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められるとされていることに、留意しなければならない。

運動部活動の活動方針

立 学校



学校の教育目標	<p>【学校教育目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・・・ <p>【学校教育目標と運動部活動との関連】</p> <p>【部活動の教育的意義】</p>
運動部活動の 基本方針	<p>【学校の運動部活動に係る活動方針】 〔記載例〕</p> <ol style="list-style-type: none">1 適切な運営のための体制整備 2 運動部活動における安全管理の徹底 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 4 適切な休養日等の設定 5 その他

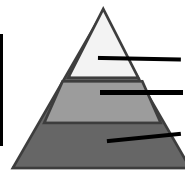
運動部活動方針様式（例）



〇 〇 〇 部の活動方針

目標	【〇〇〇部の年間目標】	
活動方針	【〇〇〇部の活動方針】	
年間計画		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

ヒヤリ・ハット報告書	報告書提出日
	年○月△日(□)

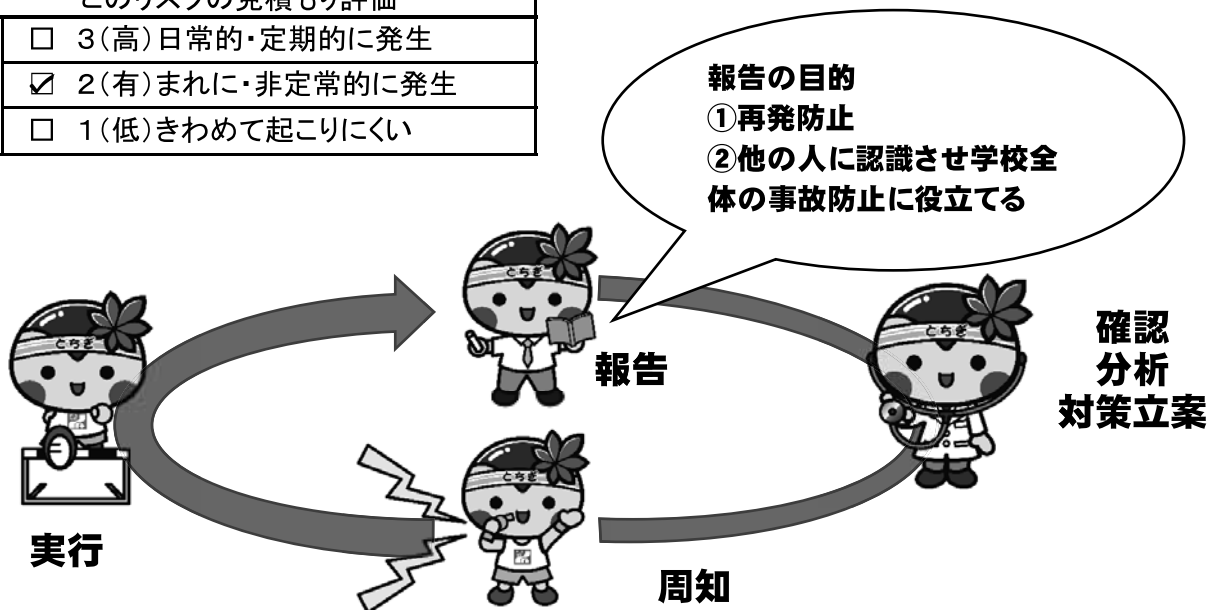


- 軽微な負傷・物損等
- ヒヤリ・ハット、ニアミス
- 想定ヒヤリ、兆候の発見

※発生後すぐに報告し共有を図ること。

運動部活動名		バレーボール部	報告者名	栃木 花子
1	いつ (発生または気づいた日時)	年○月△日(□) ○○時 △△分ごろ		
2	誰が	バレーボール部員		
3	どこで	学校の体育館		
4	何をしたときに (何をするとき)	スパイクを打つ練習をしていた。		
5	どうなった (または可能性があった)	床に転がっていたボールの上に着地し、足首を捻挫した。		
6	なぜ	ボールの片付けを怠った。		
7	その時の対応 (処置状況)	養護教諭に報告し手当を依頼。その場でアイシングをして固定すると同時に、保護者に連絡。病院への搬送を依頼した。		
要因	<input checked="" type="checkbox"/> 環境(設備・物)	ボールが転がっていた。		
	<input type="checkbox"/> 活動内容(方法)			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
◇想定されるこの問題点や危険が引き起こしたかも知れない更なる深刻な事態				
・ボールの上に着地した際転倒し、頭を打つなど場合によっては命の危険が伴う事故に繋がる可能性があった。				
◇原因の分析				
・練習の合間に、必要のないボールを片付ける。スパイクを打つ際、周囲の安全を確認して行う。				
◇今後の対策				
・転がっているボール等危険な物がないか、練習中は生徒達がお互いに安全確認を行いながら実施する。 ・指導者は、常に安全確認を呼びかけ自身でも安全確認に心掛ける。				

このリスクの見積もり評価	
可能性	<input type="checkbox"/> 3(高)日常的・定期的に発生
	<input checked="" type="checkbox"/> 2(有)まれに・非定常的に発生
	<input type="checkbox"/> 1(低)きわめて起こりにくい



運動部活動計画・活動実績（月間）

4月のみ入力

部活動名	剣道	部	氏名	栃木 花子	印	10	月
------	----	---	----	-------	---	----	---

実施状況を入力すると自動的に確認表に入力されます。

実施状況 1：週休日・祝日の活動日（振替休業等での活動日） 2：休養日（振替休業日での休養日）
3：平日活動日 4：平日休養日

日	曜	予定			実績			実施状況	活動内容	活動場所	
		AM	PM	時間	AM	PM	時間				
1	月	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
2	火	7:00 ~ 7:30	16:00 ~ 18:00	2:30	7:00 ~ 7:30	16:00 ~ 17:30	2:00	3		校内	
3	水	~	~		~	~		4	休養日（職員会議）		
4	木	7:00 ~ 7:30	16:00 ~ 18:00	2:30	7:00 ~ 7:30	16:00 ~ 17:30	2:00	3		校内	
5	金	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
6	土	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	5:00	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:30	5:30	1	練習試合	とちまる中	
7	日	~	~		~	~		2	休養日		
8	月	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
9	火	7:00 ~ 7:30	16:00 ~ 17:30	2:00	7:00 ~ 7:30	16:00 ~ 17:30	2:00	3		校内	
10	水	~	~		~	~		4	休養日（学年会議）		
11	木	7:00 ~ 7:30	16:00 ~ 17:30	2:00	7:00 ~ 7:30	16:00 ~ 17:30	2:00	3		校内	
12	金	8:00 ~ 12:00	13:00 ~ 16:00	7:00	8:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	6:00	3	県大会	県北体育館	
13	土	8:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:30	6:30	8:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:30	6:30	1	県大会	県北体育館	
14	日	~	~		~	~		2	休養日		
15	月	~	~		~	~		4	休養日		
16	火	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
17	水	~	~		~	~		4	休養日（職員研修）		
18	木	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
19	金	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
20	土	9:00 ~ 12:00	~	3:00	9:00 ~ 12:00	~	3:00	1		校内	
21	日	~	~		~	~		2	休養日		
22	月	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
23	火	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
24	水	~	~		~	~		4	休養日		
25	木	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
26	金	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
27	土	9:00 ~ 12:00	~	3:00	9:00 ~ 12:00	~	3:00	1		校内	
28	日	~	~		~	~		2	休養日		
29	月	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
30	火	~	16:00 ~ 18:00	2:00	~	16:00 ~ 18:00	2:00	3		校内	
31	水	~	~		~	~		4	休養日		
				57:30					56:00		

黄色の部分は入力無し！

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	総数
時間							56:00						56:00	時間
活動日数(休)							4						4	活動日数(週休日)
活動日数(平)							17						17	活動日数(平日)
休養日数(休)							4						4	休養日数(週休日)
休養日数(平)							6						6	休養日数(平日)
							2:40						2:40	平均時間/日

部費徴収通知 (例)

〇〇部保護者の皆様へ

_____年__月__日

〇〇立〇〇〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇

_____年度 〇〇部 部費の集金について
〇〇の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から〇〇部の活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
さて、本年度も〇〇部の1年間の必要経費として部費を集金させていただきたく存じます。つきましては、__月__日までに次の金額を顧問まで納入いただきますようお願いいたします。なお、年度末には監査を実施し、文書により会計報告させていただきます。

金額 _____円	No. _____
使 途 医薬品、消耗品、サプリメント等の購入	領 収 書
_____ ぎりとり _____	金 _____円
	年度〇〇部部費として
	保護者氏名 _____様
	_____年__月__日
	〇〇立〇〇〇〇〇学校
	校 長 〇 〇 〇 〇
	取 扱 者 〇 〇 〇 〇 印

現金出納簿 (例)

現金出納簿

_____年度 _____部会計 (単位:円)

番号	月日	摘要	収入額	支出額	残額
1	/				
2	/				
3	/				
...					

部活動日誌 (例)

〇〇部 活動日誌

月 日 () 時 分 ~ 時 分
天候 () 気温 (°C)
活動加場所
活動人数 男子 名 女子 名 合計 名
欠席者
見学者
今日の目標

活動内容	詳細	備考

負傷者・体調不良者	症状等	応急手当等

感想・反省
顧問への連絡

合宿の案内通知 (例)

〇〇部保護者の皆様へ

_____年__月__日

〇〇立〇〇〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇

_____年度 〇〇部 〇季合宿について

〇〇の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から〇〇部の活動にご御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、この度、〇〇部では、個々の技術向上とチーム力の充実を目的とし、次のとおり〇季合宿を計画いたしました。

つきましては、趣旨を御理解の上、合宿の参加につきましては、御承諾いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加申し込みにつきましては、経費を添え、_____月__日（__）までに、顧問まで御提出ください。

- 1 目的 _____
 - 2 日時 _____年__月__日（__）～ _____年__月__日（__）泊__日
 - 3 場所 _____所在地 _____
_____所在地 _____
 - 4 宿舎 _____
 - 5 費用 _____円 内訳：〇〇〇〇 _____
- _____きりとり _____年__月__日

参加申込書

〇〇立〇〇〇〇〇学校

校長 〇 〇 〇 様

_____年度 〇〇部 〇季合宿に参加することを承諾し、参加を申し込みます。

_____年 組 生徒氏名 _____ 保護者氏名 _____ 印

領 収 書 No. _____

金 _____円

但し、_____年度〇〇部〇季合宿費用として

_____年__月__日 〇〇立〇〇〇〇〇学校

校長 〇 〇 〇 〇
取扱者 〇 〇 〇 〇 印

会計報告 (例)

〇〇部保護者の皆様へ

_____年__月__日

〇〇立〇〇〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇

_____年度 〇〇部 部費会計報告について

〇〇の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から〇〇部の活動にご御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本年度納入いただいた〇〇部の部費について会計報告を次のとおりとさせていただきます。なお、御不明な点につきましては、顧問までお問い合わせください。

1 収入の部

- (1) 部 費 〇, 〇〇〇円 × 〇〇名 = 〇〇, 〇〇〇円
- (2) 前年度繰越金 〇, 〇〇〇円
- (3) 利子等 〇〇円
- 合計 〇〇, 〇〇〇円

2 支出の部

- (1) 〇〇代 〇, 〇〇〇円
- (2) △△代 〇, 〇〇〇円
- (3) □□代 〇, 〇〇〇円
- 合計 〇〇, 〇〇〇円

収入 〇〇, 〇〇〇円 - 支出 〇〇, 〇〇〇円 = 残額 〇, 〇〇〇円

※残額 〇, 〇〇〇円につきましては、次年度部費として繰越させていただきます。

以上のとおり報告いたします。

_____年__月__日 〇〇部顧問 〇〇 〇〇印

監査の結果、適正に処理されておりました。

_____年__月__日 会計監査 〇〇 〇〇印

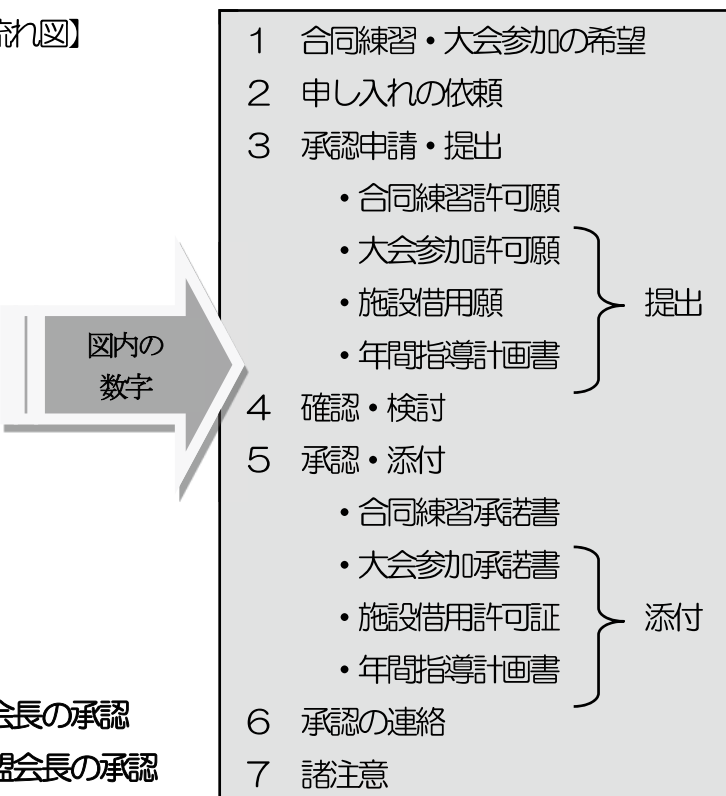
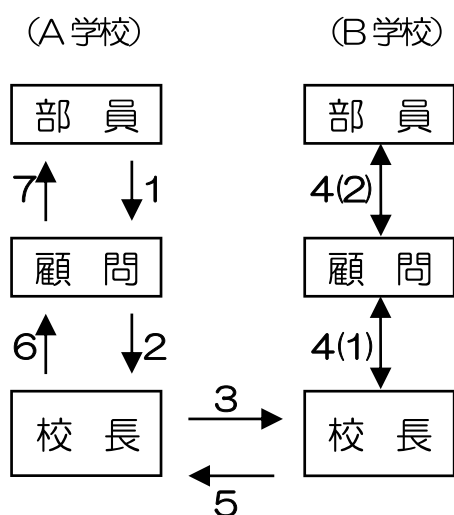
問合せ先

〇〇部顧問 〇〇〇〇
Tel. _____

合同の練習・大会参加に関する留意事項

- 1 部員不足が生じている学校（以下 A 学校）の運動部員が、近隣の学校（以下 B 学校）で合同練習や大会参加を希望する場合、A 学校当該運動部顧問は合同練習実施や大会参加についてその理由を説明し、B 学校への申し入れに対し、学校長の承認を得る。
- 2 A 学校長は当該運動部が B 学校との合同練習や大会参加が教育活動の一環として好ましいと判断した場合、B 学校長あて合同練習・大会参加許可願及び施設借用願ならびに合同練習実施日・大会参加日記載の年間計画を提出し承認を得る。
- 3 B 学校長は、提出された書類をもとに合同練習や大会参加の有無について検討し、承諾書をもって回答する。
 その際、万一事故が生じた場合は A 学校で責任を持つ旨を記載すること。
 また、承諾書には施設借用許可書及び B 学校の当該運動部活動年間計画（写）を添付する。
- 4 大会参加については、各専門部を通して、高等学校は栃木県高等学校体育連盟会長、中学校は栃木県中学校体育連盟会長の承認を得る。
- 5 上記の手続き後、合同練習に参加するための学校間の移動中及び合同練習実施中に万一事故が発生した場合においては学校管理下の事故とみなし、日本スポーツ振興センターの給付対象となる。

【合同の練習および大会参加における流れ図】



※ 大会に参加する場合

- 中学校 ⇒ 栃木県中学校体育連盟会長の承認
 高等学校 ⇒ 栃木県高等学校体育連盟会長の承認

作成協力者・参考文献

1 作成に関する協力者

- 監 修 瓦井 千尋 (運動部活動推進検討委員会委員長・宇都宮大学教職センター 教授)
 資料提供 笹沼 秀幸 (とちぎメディカルセンターしもつがスポーツ健康科 主任医長)
 渡部健太郎 (とちぎメディカルセンターしもつがりハビリテーション科)

2 「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」作成協力者

運動部活動推進検討委員会

- 委員長 瓦井 千尋 (宇都宮大学教職センター 教授)
 副委員長 黒後 洋 (宇都宮大学 教授)
 委員 大森 崇由 (栃木県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会長)
 委員 金田 淳 (栃木県高等学校PTA連合会長)
 委員 北原 裕子 (栃木県PTA連合会理事)
 委員 齋藤 宏夫 (平成 29 年度栃木県高等学校校長会長)
 委員 大橋 芳樹 (平成 30 年度栃木県高等学校校長会長)
 委員 塩澤 好和 (栃木県高等学校体育連盟会長)
 委員 塩田 雅明 (平成 29 年度栃木県中学校体育連盟会長)
 委員 中山 俊美 (平成 30 年度栃木県中学校体育連盟会長)
 委員 下田 和孝 (獨協医科大学精神神経医学講座主任教授)
 委員 高橋 哲也 (平成 29 年度栃木県中学校校長会長)
 委員 小池 正己 (平成 30 年度栃木県中学校校長会長)
 委員 長島 公之 (栃木県医師会常任理事・長島整形外科院長)

運動部活動推進検討委員会 部会

- 部会長 黒後 洋 (宇都宮大学教授)
 副部会長 中山 俊美 (平成 29 年度栃木県中学校長会代表)
 副部会長 星 和人 (平成 30 年度栃木県中学校長会代表)
 副部会長 増淵 正典 (平成 29 年度栃木県高等学校長会代表)
 副部会長 飯田 道彦 (平成 30 年度栃木県高等学校長会代表)
 委員 薄 武郎 (栃木県中学校体育連盟事務局長)
 委員 下田 和孝 (獨協医科大学精神神経医学講座主任教授)
 委員 長島 公之 (栃木県医師会常任理事・長島整形外科院長)
 委員 保坂 光雄 (栃木県高等学校体育連盟理事長)

運動部活動推進検討委員会 部会協力委員

- 委員 笹沼 秀幸 (とちぎメディカルセンターしもつがスポーツ健康科 主任医長)
 委員 吉川 勝久 (獨協医科大学整形外科 医学博士)

3 参考文献・参考資料

- (1) 文部科学省HP・スポーツ庁HP・栃木県教育委員会HP
- (2) 環境省HP・日本赤十字社HP・日本スポーツ振興センターHP
- (3) 中学校・高等学校学習指導要領・解説（平成29年7月）
- (4) 「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」
栃木県教育委員会（平成28年2月）
- (5) 「栃木県中学校・高等学校運動部に関する調査」 栃木県教育委員会（平成30年6月）
- (6) 「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」 栃木県教育委員会（平成29年9月）
- (7) 「魅力ある運動部活動－完全学校5日制を踏まえて－」
栃木県教育委員会（平成13年1月）
- (8) 「運動部活動指導者ハンドブック－逞しく生きる力の育成を目指して－」
栃木県教育委員会（平成24年3月）
- (9) 「運動部活動指導の手引き－概要版－」 熊本県教育委員会（平成27年4月）
- (10) 「運動部活動運営ガイド」 愛媛県教育委員会（平成27年3月）

運動部活動指導の手引

平成31(2019)年3月

編集・発行 栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課
宇都宮市塙田1-1-20
TEL：028-623-3415・3368
FAX：028-623-3411
E-mail：sports@pref.tochigi.lg.jp